

商品概要説明書

J Aマイカーローン (リピーター型)

商品名	J Aマイカーローン (リピーター型)
ご利用いただける方	<ul style="list-style-type: none"> ○ J Aの組合員の方。 ○ お借入時の年齢が満 20 歳以上 75 歳未満であり、最終償還時の年齢が満 80 歳未満の方。 ○ 原則として、前年度税込年収が 150 万円以上ある方 (自営業者の方は前年度税引前所得とします。) ○ J Aのマイカーローンのお借入から 2 年以上経過している方、または J Aのマイカーローンの完済から 2 年以内の方。 ○ J Aが指定する保証機関の保証が受けられる方。 ○ その他 J Aが定める条件を満たしている方。
資金使途	<ul style="list-style-type: none"> ○ ご本人または同居のご家族が必要とされる次のご資金が対象です。ただし、営業用自動車は除きます。 ① 自動車・バイク (ともに中古車を含む。) のご購入資金およびご購入に伴う諸費用。 ② 自動車等の点検・車検・修理費用、保険掛金。 ③ 運転免許の取得のためのご資金。 ④ カー用品 (カーナビ等) のご購入資金。 ⑤ 車庫建設のためのご資金 (建設費が 100 万円以内のものとしします。)
借入金額	○ 10 万円以上 1,000 万円以内、1 万円単位とし、所要金額の範囲内とします。
借入期間	○ 6 か月以上 10 年以内とします。
借入利率	<ul style="list-style-type: none"> ○ 次のいずれかよりご選択いただけます。 【変動金利型】 お借入時の利率は、各 J Aの基準金利 (パーソナルプライムレート) により、都度見直しを行い、適用利率を変更いたします。 お借入後の利率は、4 月 1 日および 10 月 1 日の各 J Aの基準金利 (パーソナルプライムレート) により、年 2 回見直しを行い、6 月・12 月の約定返済日の翌日より適用利率を変更いたします。 【固定金利型】 お借入時の利率を、完済時まで適用いたします。 ○ 利率は店頭に掲示します。詳細については、J Aの融資窓口へお問い合わせください。
返済方法	○ 元利均等返済 (毎月の返済額 (元金+利息) が一定金額となる方法) とし、毎月返済方式、年 2 回返済方式 (専業農業者の方に限ります。)、特定月増額返済方式 (毎月返済方式に加え年 2 回の特定月に増額して返済する方式。特定月増額返済による返済元金総額は、お借入金額の 50% 以内、10 万円単位

	です。) のいずれかをご選択いただけます。												
担保	○不要です。												
保証人	○ J A が指定する保証機関 (熊本県農業信用基金協会) の保証をご利用いただけますので、原則として保証人は不要です。												
保証料	<p>○ご融資時に一括して保証料をお支払いいただきます。</p> <p>【お借入額 100 万円あたりの一括支払保証料 (概算) 准組合員保証料率 : 0.80% (貸付利率 2.1% 毎月返済 (例))】</p> <table border="1" data-bbox="539 533 1348 631"> <tr> <td>お借入期間</td> <td>1 年</td> <td>3 年</td> <td>5 年</td> <td>7 年</td> <td>10 年</td> </tr> <tr> <td>保証料 (円)</td> <td>4,025</td> <td>12,126</td> <td>20,339</td> <td>28,659</td> <td>41,356</td> </tr> </table>	お借入期間	1 年	3 年	5 年	7 年	10 年	保証料 (円)	4,025	12,126	20,339	28,659	41,356
お借入期間	1 年	3 年	5 年	7 年	10 年								
保証料 (円)	4,025	12,126	20,339	28,659	41,356								
手数料	○ご返済期間終了までの間において、ご返済条件を変更される場合等手数料が必要となることがあります。詳しくは J A 窓口でご確認ください。												
苦情処理措置および紛争解決措置の内容	<p>○苦情処理措置</p> <p>本商品にかかる相談・苦情 (以下「苦情等」という。) につきましては、J A 本支所 (店) または担当部署にお申し出ください。J A では規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。</p> <p>また、熊本県農業協同組合中央会が設置・運営する熊本県 J A バンク相談所 (電話 : 0120-421-080) でも、苦情等を受け付けております。</p> <p>○紛争解決措置</p> <p>外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。上記 J A 担当部署または熊本県 J A バンク相談所にお申し出ください。</p> <p>○熊本県弁護士会 (紛争解決センター) 電話 : 096-325-0913</p>												
その他	<p>○お申込みに際しては、J A および J A が指定する保証機関において所定の審査をさせていただきます。審査の結果によっては、ご希望に沿いかねる場合もございますので、あらかじめご了承ください。</p> <p>○印紙税が別途必要となります。</p> <p>○現在のお借入利率やご返済額の試算については、J A の融資窓口までお問い合わせください。</p>												

詳しくは窓口にお問合せください。